

2026 年度

筆記試験・口述審査

# 配慮の手引

障害等のため 受験上の配慮を希望される方は、  
事前相談（2026 年 7 月 24 日(金)締切）と 配慮申請が  
必要です。

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

## I 事前相談と配慮申請

障害等のため、筆記試験および口述審査に際して受験上の配慮を希望される方は、事前相談と配慮申請が必要です。

以下の「必要連絡事項」を添えて、2026年7月24日（金）までに事務局あてアドレスにメールでご相談ください。

なお、受験上の配慮が必要な理由が2026年7月25日（土）以降に生じた方は、速やかに事務局までメールでお問い合わせください。

※本法人のドメイン@jocdp.jpからのメールが受信できるように設定してください。

※問い合わせの回答には、早くても1週間程度かかります。

### 【メールアドレス】

事務局 shikaku@jocdp.jp

### 【必要連絡事項】

- ・氏名（ふりがな）
- ・住所（郵便番号から）
- ・電話番号（平日の日中に連絡がつくもの）
- ・メールアドレス
- ・障害の区分（視覚障害、肢体不自由等）や希望する配慮について
- ・認定申請ガイド管理番号（ガイド本体表紙右上の6桁の番号）

事前相談では、メールにより、障害等の状況や受験上どのような配慮を希望されるのかなどについて、具体的におうかがいします。事前相談の中で、配慮申請に関する手続き（必要書類等）を事務局より連絡します。

配慮を希望する方は、事務局からの連絡にしたがって、配慮申請に必要な書類を準備してください（希望する配慮内容やその理由を明記した申請書類のほか、医師による「診断・意見書」もしくは「障害者手帳の写し」、必要な配慮内容と関わって試験会場に持ち込む物品の写真、その他指定する書類の提出を求めることがあります）。

申請書類は2026年8月18日（火）（消印有効）までに、事務局あて簡易書留にて送付してください（資格申請書類とは別に送付してください）。

書類の作成や発行にかかる手数料、送料は申請者の負担となります。

## 2 配慮の決定

### (1) 配慮の決定

筆記試験および口述審査での配慮は、配慮申請書類に基づき、審査を経て配慮を決定し通知します（配慮決定の通知）。配慮内容は、希望通りにならない場合があります。通知した配慮以外に追加の申請はできません。

### (2) 筆記試験

筆記試験での配慮について（配慮決定の通知）は、9月上旬までに受験票と一緒に送付します。時期を過ぎても届かない場合は事務局までお問い合わせください。

### (3) 口述審査

・口述審査での配慮について（配慮決定の通知）は、11月中旬までに二次審査の通知と一緒に送付します。時期を過ぎても届かない場合は事務局までお問い合わせください。

・口述審査での配慮についての相談・申請は、一次審査の結果の通知前より行いますが、これは一次審査の合格を保証したものではありません(一次審査基準を満たさなかった方には不合格通知を送付します)。

### 3 配慮内容の例

配慮申請書類に基づき、審査を経て配慮を決定し通知します（配慮決定の通知）。配慮内容は、希望通りにならない場合があります。また、試験会場への持ち込みや使用を許可されたものであっても、その条件を指定することがあります（例えば、無線通信機能がある補聴器または人工内耳を装用する場合には、受信装置のスイッチを切って使用すること）。

配慮決定の通知に示された配慮内容をご確認いただくとともに、筆記試験および口述審査当日は、試験担当者の指示にしたがってください。

障害区分	配慮内容の例
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 試験時間の延長</li><li>・ 筆記試験の問題用紙と解答用紙の拡大</li><li>・ 筆記試験のマークシートによる解答を、1マス3センチ程度の文字等の記入による解答に変更</li><li>・ 拡大鏡等の持参 等</li></ul>
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 試験担当者の発言内容を文書により伝達</li><li>・ 補聴器または人工内耳の装用</li><li>・ 筆記試験の席を、会場前方中央（全体説明をする試験担当者の前）に配置</li><li>・ 口述審査での筆談による回答 等</li></ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 試験時間の延長</li><li>・ 車椅子、松葉杖の持参使用</li><li>・ サポーター、補装具の使用</li><li>・ 出入り口に近い席での筆記試験の受験 等</li></ul>
内部障害 精神障害 その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 別室（少人数）の設定</li><li>・ 試験時間中の自席での服薬</li><li>・ 筆記試験の途中での退出</li><li>・ リーディングルーラーの使用 等</li></ul>

## 4 Q&A

Q 医師の「診断・意見書」もしくは「障害者手帳の写し」を期限内に提出できない。

A 筆記試験および口述審査での配慮は、配慮申請書類に基づき、審査を経て配慮を決定します。やむを得ない理由により、医師の「診断・意見書」もしくは「障害者手帳の写し」を期限内に提出することが困難な場合は、早急に事務局までご相談ください。

Q 障害により試験会場への自家用車の乗り入れと駐車を許可してほしい。

A 事前相談と配慮申請が必要です。ただし、敷地内に駐車場のない試験会場や乗り入れが不可となっている場合があります。ご希望に添えないケースがあります。また、駐車場のある会場でも、試験室まで距離のある場合があります。なお、駐車場が有料の会場は、その料金は申請者の負担となります。

Q 座布団（円形クッション等）や複数の眼鏡を使用して受験したい。

A 事前相談と配慮申請は不要です。使用する場合、試験当日に試験担当者に申出をし、試験担当者が不正のないことを確認できた場合にのみ、使用を認めます（申出をせずに使用することや机の上に置くことはできません）。

※眼鏡型でないルーペや拡大鏡等の使用は、事前相談と配慮申請が必要です。

認定申請ガイドをご確認ください

臨床発達心理士の資格認定は、認定申請ガイドに則って行われます。申請にあたっては、当該年度の認定申請ガイドを購入し、その内容をご確認ください。認定申請ガイドは、機構ウェブサイトより購入することができます。

【URL】

機構ウェブサイト <https://www.jocdp.jp/>

事前相談、問い合わせメールアドレス（事務局）

※回答は早くても1週間程度かかります。

事務局 shikaku@jocdp.jp